

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

期 間

12月10日～12月16日

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは？

平成18年6月に「拉致問題その北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

目的

- 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深める
- 国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図る

拉致問題は我が国の喫緊の国民的課題であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です！

情報提供のお願い

福岡県警察では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明事案に係る22名の方々の氏名や行方不明状況等を、ウェブサイトに掲載しています。

拉致問題の解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

どんな些細なことでも構いませんので、情報提供をお願いします。

～ 福岡県警察ホームページ ～

相談・情報提供窓口 ➡ 情報提供窓口 ➡ 警備 ➡ 拉致の可能性を排除できない事案に係る方々

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう！

- 拉致問題対策本部ホームページ
<http://www.rachi.go.jp/>
- 法務省ホームページ
<https://www.moj.go.jp/JIKEN/>